

時効対策文書への署名を断ると、調査への協力拒否になるのでしょうか

事業主が安全に対応するための考え方

結論を先に申し上げます

時効対策文書への署名や提出だけを断ったとしても、それだけで直ちに助成金調査への「協力拒否」になるとは、通常はいえません。とくに、その文書が返還義務、返還の協議、時効の主張など、事業主の法律上の立場を変える内容を含む場合、署名は単なる調査協力とは別の行為です。ただし、帳簿の提出、質問への回答、訪問調査など、実際の調査まで拒むと、協力拒否と扱われる可能性が高くなります。

大切なのは、2つを分けて考えることです

事実を確認するための調査への協力

助成金の支給要領では、支給後であっても、労働局が適正な支給であったかを確認するため、事業主へ資料の提出・提示や実地調査への協力を求めることがあります。事実確認ができないほど調査に応じない場合は、支給決定の取消しや返還につながる可能性があります。

事業主の法律上の立場を変える合意

一方、時効対策文書への署名により、返還請求権の時効完成が先に延びる、時効期間が新たに進み始める、事業主が時効を主張しにくくなる、といった効果が生じる場合があります。これは、資料提出や事情説明とは異なる法律上の合意です。

整理のポイント

調査に協力する義務があるからといって、時効上の不利益を伴う合意にまで、当然に応じなければならないとは考えにくいところです。

協力拒否と判断されやすい対応

- 必要な帳簿や証明書類を、理由なく提出しない。
- 提出期限を何度も無視し、連絡もしない。
- 質問への回答や、関係者からの聴き取りを全面的に拒む。
- 事業所への訪問や帳簿確認を妨げる。
- 時効対策文書にも実際の調査にも応じず、連絡を絶つ。

なお、正式な報告・文書提出命令や立入検査である場合は、任意のお願いとは異なります。拒否の態様によっては、雇用保険法上の罰則が問題となる可能性もあります。

協力拒否とは判断されにくい対応

- 賃金台帳、出勤簿、契約書など、調査に必要な資料を提出している。
- 質問へ回答し、訪問調査も受け入れている。
- 今後も合理的な範囲で調査に協力すると、別の書面で明示している。
- 時効に関する部分を除いた確認書であれば検討すると提案している。

文書が単に「今後も合理的な調査に協力します」と確認するだけで、時効上の効果をまったく持たない場合、労働局から「申請時に承諾した協力義務を確認するために必要です」と説明されることがあります。もっとも、事業主が同じ内容を別の書面で確認し、具体的な調査にも応じているのであれば、指定様式へ署名しないことだけを理由に協力拒否とする根拠は弱いと考えられます。

文書を示されたときに確認したいこと

まず、本文の言葉を確認します

題名ではなく、本文を確認してください。次のような言葉があれば、単なる調査協力確認書ではない可能性があります。

- 債務、返還義務、請求額を認める
- 返還について協議する
- 協議中は時効を完成させない
- 時効を援用しない

あわせて、対象となる助成金、支給決定、期間、金額、合意期間、合意を更新する条項があるかも確認します。

次に、労働局へ説明を求めます

1. 提出を求める法令上・支給要領上の根拠
2. 調査のために、その文書が必要となる理由
3. 署名によって生じる時効上の効果
4. 提出しない場合の取扱い
5. 任意の依頼なのか、正式な命令なのか

任意の行政指導である場合、行政指導に従わなかったことだけを理由に不利益な取扱いをすることは、行政手続法上問題となる可能性があります。ただし、資料を提出しないなど、別の義務違反があれば、その点は別に判断されます。

事業主としての安全な対応

避けたい対応

無回答のまま放置することや、「一切応じません」とだけ回答することは避けてください。時効対策文書への不同意と、実際の調査への非協力が混同されやすくなります。

署名しない場合でも、調査そのものは拒否しないことを明確にします。そのうえで、提出できる資料、回答予定日、訪問可能日、担当者を具体的に示すと、事業主の姿勢が伝わりやすくなります。

回答文の例

当社は、助成金の適正支給に関する調査を拒否するものではありません。合理的な範囲で、資料の提出、質問への回答、日程調整その他の調査に協力いたします。

ただし、ご提示の文書は、返還請求権の時効その他当社の法律上の立場に影響する可能性があるため、現時点では署名できません。提出を求める根拠、調査上必要となる理由、時効上の効果、提出しない場合の取扱い、任意の依頼か正式な命令かを、書面でご説明くださいますようお願いいたします。

時効上の効果を持つ部分を除いた確認書、または対象資料と提出期限を特定したご依頼であれば、速やかに対応を検討いたします。

最後に確認しておきたいこと

最終的な判断は、実際の文書の全文、依頼文、対象助成金の適用年度の支給要領、申請時の確認申立書、労働局が示した根拠や不提出時の取扱いによって変わります。

支給決定の取消しや返還が具体化している場合、または時効完成が近い場合は、回答期限を過ぎる前に、関係書類一式を弁護士へ示して確認することが安全です。

ご注意

個別案件では、必ず原文をご確認ください

本資料は、制度の一般的な考え方をわかりやすく説明したものです。実際の結論は、対象となる助成金、適用年度、通知書や依頼文の全文、支給要領、事実関係によって変わります。重要な判断をする前に、関係書類一式を専門家へ示して確認してください。